

## 市第27号議案 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正

### 1 趣旨

ひとり親家庭等医療費助成制度については、所得制限があり、所得税法に規定する「控除対象配偶者」や「扶養親族」の人数によって、その基準額が変わる仕組みになっています。

このたび、所得税法の一部改正に伴い、従前の「控除対象配偶者」の名称が「同一生計配偶者」に変更となりました。そのため、これまでと同様の助成対象となるように、ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正します。

### 2 ひとり親家庭等医療費助成制度の概要

#### (1) 助成内容

健康保険に加入している母子家庭・父子家庭・養育者家庭などの、ひとり親家庭等の方が、病気やけがで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担額（一部負担金）を助成する制度です。

#### (2) 対象及び所得制限

横浜市内に住所があつて健康保険に加入している次の方が対象となります。

ア ひとり親家庭等の父又は母若しくは養育者

イ ひとり親家庭等の父又は母若しくは養育者に養育されている18歳になった日以後最初の3月31日までの者（ただし、中程度以上の障害にある場合、又は高等学校に在学中の場合は20歳まで）

#### 【所得制限】

扶養親族等の数	所得制限基準額	
	父・母・養育者	配偶者・扶養義務者等
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
3人	(扶養が1人増えるごとに38万円加算)	

#### (3) 対象者数（平成30年3月31日現在）

42,107人

### 3 改正の内容

現行条例の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めます。

### 4 施行予定日

公布の日から施行

## 新旧対照表（横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例）

現行	改正案
<p>横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 平成3年12月25日横浜市条例第55号</p> <p style="text-align: center;">（医療費の助成）</p> <p>第4条 横浜市は、対象者が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、対象者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、助成は行わない。</p> <p>(1) ひとり親又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) （第2号省略）</p> <p>3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する<u>控除対象配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の12月31日までの助成については、その損害を受けた年の前々年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。</p> <p>4 （第4号省略）</p> <p>5 （第5号省略）</p>	<p>横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 平成3年12月25日横浜市条例第55号</p> <p style="text-align: center;">（医療費の助成）</p> <p>第4条 横浜市は、対象者が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、対象者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、助成は行わない。</p> <p>(1) ひとり親又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) （第2号省略）</p> <p>3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する<u>同一生計配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の12月31日までの助成については、その損害を受けた年の前々年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。</p> <p>4 （第4号省略）</p> <p>5 （第5号省略）</p>